令和元年度 第2回安城市市民参加推進評価会議 議事要旨

| 日時 | 令和元年12月23日(月) 午前10時~正午 | | |
|-----|------------------------|----------------------------|--|
| 場所 | 安城市役所本庁舎 第10会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 加藤会長、前田副会長、浅井委員、蓮池委員、古居委員、 | |
| | | 松﨑委員、三島委員、山下委員、神谷委員 | |
| | | (欠席:日下委員) | |
| | 事務局 | 市長、神谷部長、原田課長、石川課長補佐、浅井(記)、 | |
| | | 加藤、太田 | |
| 次第 | 市民憲章唱和 | | |
| | 1 市長 | 長あいさつ | |
| | 2 辞令 | 2 辞令交付 | |
| | 3 委員 | 3 委員自己紹介 | |
| | 4 会長 | 4 会長及び副会長選出 | |
| | 5 会長 | 5 会長あいさつ | |
| | 6 講話 | 6 講話「市民参加の理論と実践」 | |
| | 7 市民参加条例等について | | |
| | 8 20 | D他 | |

(司会)

本日はお忙しい中、安城市市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうご ざいます。会議を始めます前に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

なお、本日午前11時頃にJアラートの庁内テスト訓練を行いますので、会議中恐れ入りますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

(課長)

会議に先立ちまして、委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。本日、全員の方にご出席いただく予定でしたが、日下様がまだおみえになられていません。安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、評価会議は成立しております。以上でございます。

(司会)

それでは、ただ今から令和元年度第2回安城市市民参加推進評価会議を開催いた します。私は、本日の進行を務めさせていただきます、市民協働課の加藤と申しま す。よろしくお願いします。

本日の会議は、委員改選後、初めての会議となりますので、会長及び副会長の選出をする必要がございます。その他に議事がないため、事務局の方で会議を進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ご質問等につきましては、その都度、時間を設けさせていただきます。必ず挙手をされ指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

はじめに市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。 なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

市民憲章唱和

(司会)

ありがとうございました。ご着席ください。 市長からご挨拶を申し上げます。

1 市長あいさつ

(市長)

皆さま、おはようございます。本日は年末の大変お忙しいなか、市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうございました。

本市では、市民参加の手法や基本的な事項を定めた市民参加条例を平成23年4月に施行いたしました。この条例で市民参加とは、市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動することと規定しており、市民参加の推進を図り、市民が主役の自治の実現を目指しております。

具体的には、市民参加の機会のひとつとして審議会等委員の公募を行っておりますが、今年4月現在の公募委員の割合は、市民参加条例を施行した平成23年度の1.6%から8.4ポイント増の10.0%となっております。その他にも市民参加の機会として、パブリックコメントによる意見募集、市民説明会やワークショップによる意見交換、e モニター制度によるアンケート調査を行うなど、様々な市民参加の機会を積極的に分かりやすく提供し、市民の意向の把握と施策への反映に努めております。

本会議は、これらの市民参加を適切に推進するために、市民参加の実施状況の評価などについて審議していただくこととなっております。委員の皆さまには、審議会等委員の公募の状況やパブリックコメントなど、市民参加の手法や回数などについての評価を行っていただき、その結果を関係課にフィードバックするとともに、市のホームページにも掲載して広く情報を公開してまいります。

皆さまには再来年の5月まで委員としてお世話になりますが、様々な視点から貴重なご意見をいただき、皆さまとともに市民参加を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日のこの会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

2 辞令交付

(司会)

続きまして、委嘱辞令を交付させていただきます。時間の都合もありますので、 代表として名簿の一番はじめの浅井様にお受け取りいただきたいと思います。浅井 様、正面にお越しください。

皆様の辞令につきましては、お手元にございますのでご確認ください。 (辞令交付)

ここで、市長は、他の公務のため、退席させていただきます。

3 委員自己紹介

(司会)

続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いします。

お手元に名簿がございますので、恐れ入りますが、この順番にお願いしたいと思います。浅井委員からお願いいたします。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員より、自己紹介させていただきます。

(事務局自己紹介)

4 会長及び副会長選出

(司会)

次に、会長・副会長の選出に移りたいと思います。選出につきましては、市民協働課長より進めさせていただきます。

(課長)

それでは、次第4「会長及び副会長の選出」についてご説明させていただきます。 まず、市民参加推進評価会議について若干ご説明をさせていただきたいと思いま す。恐れ入りますが、資料4と書いてあるガイドラインという冊子55ページ安城 市市民参加条例第13条をご覧ください。

(事務局説明:会議の設置・審議内容・委員定数・構成員・公募市民について) 次に、会長、副会長の選出についてですが、ガイドライン60ページ安城市市民 参加条例施行規則第11条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により選出 すると定められています。本日は、任期が開始されてから第1回目の審議会ですの で、会長、副会長の選出から始めさせていただきたいと思います。まず、会長の選 出につきまして、ご発言はございますか。

(委員)

地域や行政に幅広い人脈やネットワークをお持ちですので、会長は、町内会長連絡協議会の加藤会長にお願いしたいと思います。

(課長)

ありがとうございます。

ただ今、加藤委員を会長にとご推薦がありましたが、いかがでしょうか。 ご異議等はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、加藤会長にお願いしてまいりたいと思います。

加藤委員、前の席へお願いいたします。

続きまして、副会長の推薦についてのご発言はございませんでしょうか。

(委員)

さんかく21・安城の副会長で市民参加に積極的に活動してみえます前田委員を

推薦します。

(課長)

前田委員を副会長にと推薦がありましたが、いかがでしょうか。 ご異議等ございませんか。

(異議なし)

それでは、前田委員、副会長をよろしくお願いいたします。 前の席を用意しますので、よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。以上で会長・副会長の選出について終わります。

(司会)

続きまして、次第5に移ります。加藤会長、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

5 会長あいさつ

(会長)

会長にご推薦いただきありがとうございます。

先程申し上げました通り、私の場合、8年程町内会長をしているわけでございますが、この町内会の運営にあたりまして、従来からの町内会の一般的な活動は元より、地域見守り活動を通じた福祉活動、減災まちづくり研究会を通じた防災活動の面などに力を入れてきました。市民参加につきましては、町内会長連協の会長の立場で、市のいくつかの審議会に出席することを通じて、さまざまな場面で携わらせていただいております。

社会情勢の変化、個人の価値観の変化など、市民ニーズの多様化・高度化こういったなか、自立した地域社会の実現に向けては、行政だけで対応することは難しくなっております。そのなかで、市民参加と協働、こういったことによるまちづくりが欠かせなくなっております。

先程、市長の話にもありましたが、安城市では、平成22年4月に施行された安城市自治基本条例に基づき、市民参加と協働によるまちづくりが進められております。このうち、市民参加につきましては、平成23年に安城市市民参加条例が制定され、8年が経過いたしました。市民協働につきましては、平成24年に、市民協働推進条例が施行されまして、この会議とは別に安城市市民協働推進会議が開かれております。私は、たまたま、そちらの方の代表も務めさせていただいております。条例が制定されて8年経ち、安城市における市民参加は着実に進んできていると思われますが、さらに進めるために、皆様とともに努めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方、それから担当事務局の皆様の暖かいご支援、ご理解を得まして、 無事に会長の任が務められますことをお願い申し上げまして、会長就任のあいさつ といたします。どうかよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、次第6に移らせていただきます。

6 講話

(司会)

委員の皆さまには、まず、市民参加について、より知っていただくため、市民参加に関する講話を聴いていただきたいと思います。

本日、講師にお迎えしましたのは、NPO法人岡崎まち育てセンター・りたの事務局次長でもあり、名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター非常勤研究員でもある三矢勝司様です。「市民参加の理論と実践」と題して講話をいただきます。三矢様は、岡崎市のご出身で、千葉大大学院にて市民参加型まちづくりやコミュニティを育む住まいづくりを学ばれました。2006年に、NPO法人岡崎まち育てセンター・りたを設立、事務局長を務められ、国土交通大臣賞を受賞されました。名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター・特任助教を経て、2015年りたに復帰されました。専門は、市民参加による公共空間計画や地域マネジメント、まちづくり支援組織論で、豊明市協働推進委員会委員長をはじめ、岩倉市、一宮市、田原市などでも、市民参加に関する役職につきご活躍されています。

それでは、三矢様お願いいたします。

(三矢氏 講話)

「市民参加の理論と実践」

- 1 市民参加の背景と目的及び方法
- (1) 市民参加の定義
- (2) 市民参加の背景
- (3) 市民参加の目的
- (4) 市民参加の広がり
- (5) 市民参加の手法
- 2 市民参加の事例紹介
- (1) 市民参加による公共施設計画(岡崎市図書館交流プラザりぶら)
- (2) 行政施策への市民参加(春咲3公園愛護運営会)
- 3 市民参加を巡る潮流

(司会)

ありがとうございました。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(委員)

先生のお話しを拝聴しまして、オガールプロジェクトを少し思い浮かべました。 去年あたり日経アーキテクチュアのキーマンのひとりとして挙げられていましたが、 住民を巻き込んでうまく物事を進めていくということは、どこかに肝があると思い ます。先程も話を聞いていて、地域にどういうキーマンがいるのか、どういう手法 をやればそういう人達が前に出てきてくれるのか、というようなところを、非常に うまくやられていると思いました。どのようにやるのか興味があるところのひとつ です。もうひとつ、市民参加でいくと、岡崎の状況をホームページで見たのですが、 附属機関でやっている会議体が51機関あり、それに準ずるものが43もありまし た。その委員の数が、附属機関でざっと690くらい、その中で市民公募が41し かないのです。6%くらいしかいないのですが、この状況をどのように思われてい るのかと、これを何とかするのであれば、どういうことを助言としてされるのかお聞かせいただきたいと思います。

(三矢氏)

市民協働の委員会にうちのNPOから別の職員が行っていますので、公募委員が少ないことを、岡崎市におけるこの委員会のようなところで、くぎを刺すように、その職員に言っておきたいと思います。

いろいろな方を巻き込んでいくという話のなかで、個別ケースに落とし込まないと、詳しい事はなかなか解説しづらいのですが、大きな考え方としては、ありたいビジョンをきちんと掲げることがまず一番大事です。こういうことを実現したいという話があったときに、これを実現するにはどうしたらいいのかという手段、方法があって、そこに体制というものが出てくると思います。そして、もしかしたら、これは無理だなとかやりきらないなどとなるわけです。

少し思い出したのですが、ある高齢化が進んだ地域で、我々がまちづくりの関係 で関わっていたときに、一人暮らしの高齢者が買い物も大変というような、高齢者 の暮らしに深刻な問題に出会ったことがありました。我々はまちづくりに関しては 多少専門性があるけれど、福祉の専門家ではないので、そういう専門家が必要とい うことになり、地域包括センターの方にお声がけして、協力をいただいたことなど がありました。もう少しかみ砕いた話でいくと、例えば、空家活用のようなことを やっているときに、棚などを作りたいのだけれどこれはどうしたらよいか、これの 得意な人がいませんかとなり、その地域に日曜大工の得意な人がいたから声をかけ てみる、という感じで巻き込んでいくというようなことがありました。実現したい ビジョンがあって、それに向かって自分たちでやれることはやればいいし、足らな い要素をどこから引っ張ってきたらいいのかということを、まず確認して、それを 誰が引っ張っていけるかも話し合って決める。そういう意味では、全てのいろんな キーパーソンを我々が引っ張ってきているわけではなく、むしろ、地域の皆さんに、 こういう人いませんかと聞いてみると、いるよとなるのです。これってどこかにい ませんかということを考え、実行する。それに巻き込まれた人もそんなに悪い気は しないというか、地域でこういうことに困っていて、あなたの力を貸してください よと言われて、嫌だという人はあまりいないので、そういうことがまたコミュニテ ィを強化することにもなります。積極的にネットワークをつくっていくのが良いの ではないかと思いました。以上です。

(会長)

最後に話された第3の波のところで、地域ぐるみの協働という話が出たのですけど、その前段までは、私は町内会の立場ですので、町内会の影が薄いなと、ほとんど出てこなかったと思いました。第3の波の話のところの、地縁組織の代表的な存在が、町内会であると私は思っています。町内会がNPOや団体の方に声をかけて、こういうことでお手伝いできませんかと言えば、そこで協働というか参加がまた進むという気がしました。安城市の場合もそうですが、参加それから協働のどちらもこのような会議があり、町内会は各種団体のひとつの位置づけになっています。この辺は町内会をあずかっている者としては少し不満なところもあるのですが、私は、町内会は少し別格で、それに対してこうした団体の皆さんは、私どもが声をかけれ

ば、一緒にやっていただける。市としても皆さんに声をかければいろいろ支援というか協働する場が出てくると思うのですが、先生が何か感じてみえることがあったら伺いたいと思います。

(三矢氏)

おっしゃるとおりで、そこは、20年の時を経て、いよいよそういう状況が開か れてきたのではないかというのが、私の解釈です。例えば、地縁組織とNPOの連 携という話は、少なくとも15年前も普通に語られていたのですが、なかなか町内 会のロジックとNPOのロジックが合わないとか、当時、町内会の皆さんがどちら かというとNPOを嫌っていたというか、「NPO は自分の好きなことしかやらない 人たち」と思っていた印象があります。言い換えると、町内会側もNPOに対して、 ややバリアがあったように感じました。方やNPO側も、町内会は旧態依然として、 すごく柔軟性低いというような、少し気嫌いしていて、そこには断絶があったので はないかと思っています。だけど、それがいろんな経験を通じて、その境界が柔ら かくなってきて、いよいよ手を取り結ぶ可能性が出てきたのではないかと、だから この人(相川康子氏(特定非営利活動法人NPO政策研究所 専務理事))は201 9年最新のトレンドは、ここではないかと言っていて、私もそれを共感したので、 今日皆さんにお話ししているということです。直近の例でいうと、りぶら(岡崎市 図書館)の近所の地域のお祭りで、山車を引き回すような比較的立派なお祭りがあ るのですが、だんだん高齢化してしまって、やり手がいないとか、以前は道を埋め 尽くす人がいたのだけども、今は閑散としているといった状況がありました。昔は、 住んでいる場所や年齢などのかなりの縛りがあったのですが、今はいろいろな人が お祭りに関わってもいいよと規制緩和してくれました。これを受けて、例えば、私 の知っている話でいうと、国際交流系の団体から「え、いいんですか?日本のお祭 りは超好きなんです」というような反応があり、外国人グループなどがお祭りの山 車を引っ張ったり、いろいろなことに協力してくれるようになりました。昔とは違 う形になっているかもしれないですが、何とかお祭りを盛り上げていくということ につながっています。協力してくれる団体がいて、さらには、自分は町内の住民で はないけど、歴史あるこの地域のお祭りに協力したいというボランティアの方がい て、我々市民活動センターの方で繋いでいます。他にも、岡崎の南の方に住んでい るボランティアさんが、岡崎の中心部のお祭りのお手伝いをするという、そういう 例もあります。町内会の皆さんも、外からボランティアやNPOが協力してくれる ことがあるんだということを、ぜひ会長さんの立場から宣伝していただけるとあり がたいです。

(会長)

私たちも防災関係は、例えば安城市だと防災ネットさんという大きな組織があり、 そこに手助けしていただきながら防災訓練をよくやっているのですが、やはり、こ ちらから声をかけないといけないのだということを感じました。ありがとうござい ました。

(委員)

基本的にNPOそのものは、ものすごくいい活動をしてみえると思うのですが、

人間誰しも自分がやっていることが一番いいという理解で、そうなってくると、周りに目がいかない。安城市でも、交流センターなどで見ていますと、いろいろなNPOの方が、私の認識ですが、40~50活動をされていて、横のつながりというのか、例えば私はこれをやっていますがこれに関しては知らないという、中央集権から地方分権になっていく中で、もう少し皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思っています。ダウン症の人たちを補助するNPOの方とか、空家を調査したりするNPOとか、いろいろな状況をぽつぽつ聞きますが、町内会と一緒にからめるとか、そういうようなことが次のアクションとしてできるように、市民協働作戦というか、そうなればいいと思っています。いかがでしょうか。

(三矢氏)

ふたつ思ったところがあります。ひとつは、自分のところがいいと思っているNPO、私も思っているのですが、そういう人は往往にいるだろうと思います。私も岡崎市の全てのNPOの顔が見えているわけではないですが、ある程度の団体というのは、閉じた思考の人もいるけれども、開かれた思考の人もいると思います。仮に安城に $40\sim50$ の団体がいて、全員思考が閉じていることはないのではないかなと思います。まずは、地域にフレンドリーな団体はどれかと見定めつつ、その方とタッグを組んでいくという試行的な取組みから始めていくといいのではないかというのが、私の印象です。

もうひとつは、コーディネーターみたいな仕事が必要であると思っています。この地域で課題となっているのはこれであると、もちろん地域の側から表明してもらえればいいのですが、そういうのをコーディネーターが回収して、この課題に向けて連携していくボランティアとかNPOはいないかと周知していく、そしてマッチングしていく、そういう段階がいるのではないかと思っています。そういう意味で、いきなり町内会の会合に入るとなると、「えっ」となってしまいますので、何に取り組もうとしているのかと明示してもらって、そこに向かってNPOを接続するということをやる必要があります。一から十までご一緒するということにはならないので、町内会として取り扱っているこれとこれがあるのだけれど、特にこの件をご一緒していただけませんかと、課題を解決するために調整みたいな役割があると、なおいいのではないかなと思いました。以上です。

(司会)

三矢様ありがとうございました。

時間に限りもございますので、ご質問はここまでとさせていただきたいと思います。それでは、三矢様はここでご退席されますので、拍手でお送りいただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、事務局より市民参加条例について説明させていただきますが、スライドの準備に入らせていただきますので、今しばらくお待ちください。

7 市民参加条例等について

(事務局)

それでは、次第7(1)市民参加条例について説明させていただきます。

(「市民参加条例について」 説明)

(司会)

ただ今の説明について、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

(委員)

最後のスライド(審議会等における公募市民登用率の推移)で、28年度に急に ポンと上がっていますが、これは何かあったのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございませんが、分かりかねますので、調べてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員)

市民公募率とか登用率が上がったとか数値的なことは分かったのですが、先程、 三矢先生の方から、例えば信頼性だとか主体性が育ったかというようなことが重要 ですよとお話しがあったのですけど、この会議では、市民参加によってどういう風 に変わったかというようなこともみていく感じなのでしょうか。それとも、そうい う会議において、率とかで市民参加の仕組みが進んだというのをみていくのでしょ うか。どのような感じなのでしょうか。

(事務局)

こちらの評価会議では、市民参加の手法がとられているかどうかについて、審議会ですとかパブリックコメントとかいろいろあるのですが、それで、市民の声が十分に拾えるかどうかを評価していただきます。回数ですとか、その方法でよいかどうかを評価していただくものになります。

(司会)

他に質問がないようですので、次の次第に進めさせていただきます。

それでは、次第7(2)市民参加の評価方法について事務局より説明させていただきます。

(「市民参加の評価方法について」説明)

(司会)

ただ今の説明について、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

(委員)

資料「市民参加の評価方法について」の7ページに、書類③の委員が意見を述べる欄があり、例えば「委員を公募するべきだと思います。」とコメントが入っています。 先程のガイドラインの55ページに、評価委員の総数の5分の1以上を公募する市民とするよう努めるとありますが、これに入らないこともあるからこういう意見が出るということですか。

(事務局)

5分の1以上の公募による市民とするというのは、この推進評価会議の内容になります。この第13条の上のところに「推進評価会議の設置」と書いてあるかと思いますが、この推進評価会議の場合は5分の1以上の公募による市民とするよう努めるものとするとなっておりまして、他の会議については関わってこないです。

(委員)

この会議の場面ではないことを言っているのですか。よくプランとかありますが、 そこには公募するということは規定があるのですか。

(事務局)

市民参加条例の方に書かれているのですが。

(委員)

分かりました。5分の1はこの会議の場合だけで、他の会議ではそこまで規定していない場合もあるということですね。

(司会)

他にご質問等よろしかったでしょうか。

8 その他

それでは、次第8のその他(1)市民参加を推進するためのガイドラインについて石川課長補佐からご説明いたします。

(課長補佐)

資料4の「市民参加を推進するためのガイドライン」ですが、こちらは、市の職員向けの資料になっております。市民参加の手続きや市民参加の手法につきまして、その特徴や効果的な実施場面のほか、主な手法の具体的な基準やあるいは留意事項等を分かりやすくまとめられているものとなります。職員が市民参加の手続きを適切に実施する際の手引きとなるものですので、委員の皆様にも参考にしていただければと思います。以上でございます。

(委員)

全体に関することで、いくつか質問させていただいてもいいですか。

市民参加のことについて、ホームページに掲載されたところだけ拾い出して見てみました。法律や条例によって設置されているものとして51あり、その内の22で市民公募がありました。委員としては585の内50です。ホームページの中を見ていくと、住居表示審議会のところには名簿はありませんでしたが、議事録があり、これを見てみますと、自立支援協議会の議事録になっていました。国民保護協議会のページの委員名簿を見ると防災会議の名簿になっていました。こういうことをされると信頼関係がなくなります。市民が見られるところは、こういうところしかないのです。もっと言うと、老人ホーム入所判定の名簿が、自立支援協議会の名

簿になっていました。これがイコールなのかどうなのか、これでいいのかどうかも 分からないのです。また、開催があるのかどうか、終わっているかどうかも分から ないものがあったり、公募と書いてあるのですが、当事者が入っていたりで、これ はいいのかと、どうやって判定するのかということもあります。緑化審議会の名簿 も子育てネットワークの委員のものになっていたりですとか、誰がこれを一体管理 しているのですか。こういうことをされると、市民としてはどこを信用していいの かという話になるのです。また、ガイドラインを見ると、審議会の兼任は3つまで となっているのですが、これは、条例などで設置されているものと、その他要綱と か規則によって設置されている会議体が入るのかどうかも分かりません。この辺り のところをはっきりさせておかないと、3つ超えているのではないかという話も出 てくると思います。市民参加なので、より広くいろいろな方に参加してもらいたい というのもひとつあると思います。でも、こういうことをされてしまうと、一体ど こを見て私達は判断すればいいのかということになるので、しっかりやっていただ けないかと思います。市民参加と協働の中にいろいろ会議体のことが書いてありま すが、誰が管理しているのか、なぜこんなことになっているのか、どうやって是正 するのか、予防をどうするのか、そういうところを次の会議でいいので、出しても らえませんか。というところを言っておきたいと思います。

(課長補佐)

貴重なご意見ありがとうございました。ただ今のご意見で、いろいろ不備があるようですので、また次回の3月の会議のときに、改善状況や今後の対策等についてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

安城市のホームページでそういうことになっているということでしたら、すぐ直せるのではないですか。

(課長)

直せます。そこまで確認してはいないのですが、基本的に各課が所管してホームページを更新しています。市民参加と協働のところですので、確認する術はあります。確認して次回までに正しい情報が発信できるような仕組みというのをご説明できればと思います。ホームページは直せますが、総合的に考えてご回答したいと思いますのでお願いします。

本日は年末の貴重なお時間をいただきまして、市民参加についての講話や市民参加条例、市民参加の評価方法についての説明を聴いていただきまして、誠にありがとうございました。

本日の資料と議事録については、公式ウェブサイトへ載せていきますので、よろ しくお願いいたします。

今後の予定ですが、令和2年3月12日(木)午前10時からこの会場で、第3回市民参加推進評価会議を開催いたします。その後、来年度につきましては5月頃と3月頃に開催する予定です。その都度、ご出席のご案内をさせていただきますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回安城市市民参加推進評価会議を 終了いたします。ありがとうございました。